平成２８年度「ふくしま産業復興雇用支援助成金」の概要

１.事業内容

被災地域である県内全域の安定的な雇用の創出及び地域産業や経済の活性化を図り、産業施策と一体となった雇用面からの支援により、被災求職者の生活の安定と県内の復興を支えるため、被災求職者の雇入れに係る費用として助成金を支給します。

２.主な改正点

○対象事業所の地域区分と助成金の変更等について

被災15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村）に所在する事業所以外は申請を中小企業又はこれに準ずる事業所に限定し、助成金上限が変わります。※（5.助成金の額等をご参照下さい。）

※中小企業の定義については、製造業・卸売り業・サービス業等で定義が異なります。詳しくは、下記中小企業庁のホームページをご参照下さい。

http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html　中小企業庁ホームページアドレス

○移転費の廃止

移転費は廃止します。

３.募集期間

平成28年7月20日（水）から平成29年1月13日（金）まで（郵送の場合は募集締切日必着）

応募状況によっては、この期限より前に募集を締め切る場合があります。
受付は、最寄りの各地方振興局（地域づくり・商工労政課）です。

４.助成要件

（1）対象事業所　※1事業所につき2，000万円が上限です。

支給要綱		対象事業所	雇用形態・人数 雇入費助成
① 第4条 第1項 第1号		平成23年3月11日以降に、新しい事業や地域の中核となる事業対象とした国又は地方自治体の補助金・融資等の採択を受けた事業所	フルタイム又は短時間1人から申請可 ※再雇用率は8割以下
	事業例	・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 ・ふくしま産業復興企業立地補助金	
② 第4条 第1項 第2号		①以外の事業で、雇用のミスマッチが生じている分野又は地域の地場産業として振興を行っている産業分野で相当数の雇用創出が期待され、本助成金を支給することが「産業施策と一体となった雇用支援」と認められる補助金・融資等を受けた事業所	
	事業例	・中小企業等復旧・復興支援事業 ・ふくしま産業育成資金	

（2）対象労働者

① **平成23年11月21日以降かつ補助金・融資等の採択を受けた後【注】、支給申請の提出期限までに雇入れた労働者。【注】補助金：対象事業の交付決定日　　融資：融資の契約日**

② 雇用期間の定めがない労働者又は1年以上の有期雇用（契約の更新が可能なもの）の労働者

③ 雇用保険の一般被保険者として雇い入れた労働者

※短時間労働者の場合は、労働時間が週20時間以上に限る

5．助成金の額等

※実績報告等により下記支給額から減額となる場合があります。

地域	支給要綱	対象労働者	1年目	2年目	3年目	合計
被災15市町村	支給要綱①の(新規･再)雇用 支給要綱②の新規雇用	フルタイム	120万円	70万円	35万円	225万円
		短時間	60万円	30万円	20万円	110万円
	支給要鋼②の再雇用	フルタイム	110万円	60万円	30万円	200万円
		短時間	50万円	25万円	15万円	90万円
上記以外	支給要綱①の(新規･再)雇用 支給要綱②の新規雇用	フルタイム	60万円	40万円	20万円	120万円
		短時間	30万円	20万円	10万円	60万円
	支給要項②の再雇用	フルタイム	50万円	40万円	20万円	110万円
		短時間	25万円	15万円	10万円	50万円

※再雇用者とは、同一事業所において過去3年間に雇用関係、出向、派遣、アルバイト、事前研修により就労したことのある被災求職者を再び雇入れる場合をいう。

6.申請特例

原則として平成28年度に初めて申請する事業所に限定します。例外として、平成27年度に初めて支給決定を受けた事業所に限り、最初の支給対象者の雇入れ日から1年以内に雇い入れた労働者については申請が可能です。ただし、平成27年度分と平成28年度分を併せて、2，000万円の上限を超える場合は、申請出来ません。また、15市町村以外の場合は、支給額が変わります。

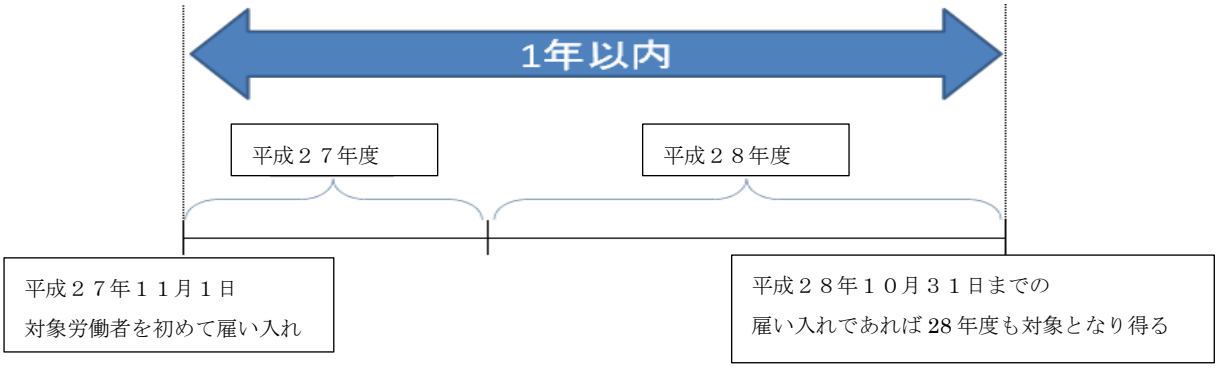

7．支給額調整

平成26年7月1日以降の雇入れの場合、雇入れ日が支給申請日の60日より前の者は、雇入れ日から支給申請日の60日前までの分を調整します。平成28年1月16日以降、平成28年7月20日(募集期間初日)より前に雇入れられた者は、募集期間初日より60日を経過した以降に申請を行った場合は、調整が生じます。(平成26年7月1日より前に雇い入れられた者は平成26年7月1日が起算日となるため、調整が生じません。)

8．お問い合わせ

福島県商工労働部雇用労政課　助成金班
〒960－8670　福島県福島市杉妻町2番16号(西庁舎10階)
電話:024－521－7489／FAX:024－521－7931
URL:http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/

ふくしま産業復興雇用支援助成金
２８年度募集の説明会を開催します！

福島県では、被災求職者の生活の安定と県内産業の復興を支えるため、平成２３年度より「ふくしま産業復興雇用支援助成金」を実施し、産業政策と一体となった安定的な雇用を行う県内事業所に対して被災求職者の雇入れに係る費用の一部を助成しています。

２８年度の募集開始に当たり、下記の日程で事業者向け説明会を開催します。

なお、説明会場の駐車場に限りがあるため、できる限り公共交通機関をご利用下さい。

開催日	時間	場所	住所	備考
7月5日(火)	14時～16時	白河市図書館 中会議室	白河市道場小路９６-５ TEL:０２４８-２３-３２５０	収容人数:５０名 駐車台数:１００台程度
7月6日(水)	10時～12時	郡山市民文化センター 第３会議室	郡山市堤下町１番２号 TEL:０２４-９３４－２２８８	収容人数:８４名 公共駐車場をご利用下さい
7月6日(水)	14時～16時	アオウゼ （ＭＡＸふくしま４階） 大活動室１	福島市曽根田町１番１８号 TEL:０２４-５３３-２３４４	収容人数:５０名 駐車台数:１０００台
7月7日(木)	14時～16時	いわき市中央公民館・文化センター 中会議室	いわき市平字堂根町１の４ TEL:０２４６-２２-５４３１	収容人数:５０名 駐車台数:６９台程度

【内容】

（１） ふくしま産業復興雇用支援助成金の概要

（２） ２８年度募集のスケジュール

（３） ２７年度募集からの改正点

（４） 質疑応答

※ すべて同内容です。ご都合の良い会場にお越しください。

※ 事前予約制ですが、当日の受付もできます。

※ 説明会への参加・不参加が助成金支給決定に影響を及ぼすものではありません。

ふくしまから はじめよう。
Future From Fukushima.

《問合せ先》福島県 商工労働部 雇用労政課
ＴＥＬ：０２４－５２１－７４８９
ＦＡＸ：０２４－５２１－７９３１

福島県雇用労政課　助成金担当　行
FAX 024－521－7931

【問合せ先】
〒960－8670　福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎10階）
電話　024－521－7489

ふくしま産業復興雇用支援助成金平成２８年度募集の説明会参加申込書

＜お申込みについて＞
1：太枠内に必要事項を記入のうえ、FAXでお申込み下さい。
2：事前予約制ですが、当日の受付もできます。

下記の日程表から参加希望会場1つを丸で囲んで下さい。

参加希望会場　　Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ

日程表

会場	開催日時		場所	住所	定員
A	7月5日（火）	14時～16時	白河市図書館	白河市道場小路96-5	50名
B	7月6日（水）	10時～12時	郡山市民文化センター	郡山市堤下町1番2号	84名
C	7月6日（水）	14時～16時	アオウゼ（MAXふくしま4階）	福島市曽根田町1番18号	50名
D	7月7日（木）	14時～16時	いわき市中央公民館・文化センター	いわき市平字堂根町1-4	50名

ふりがな			
企業名／団体名			
電話番号			
E－mail			
参加者名（複数可）	役職名		氏名
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		